

Title	中国地方志が伝える地域社会： 万暦『秀水県志』抗租記事を題材として
Sub Title	A regional community told by the local gazette of China : a case study from the article on refusing to pay rent in Wangli Xiushui-xianzhi
Author	山本, 英史(Yamamoto, Eishi)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2019
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.50 (2019. 3) ,p.205- 222
JaLC DOI	
Abstract	本稿はこれまで日本の明清社会経済史研究のなかで注目を集めてきた万暦『秀水県志』という地方志の一記事の解釈を検討し、その整合的な解釈を試みたものである。 そして、その結果、地方志の主たる執筆者であった郷紳士大夫たちはその地域社会である「県」について記述すべき地方志(県志)に他県の出来事を無意識に書き込む場合がしばしばあり、その背景として、明清時代の江南デルタ地帯に居住した郷紳士大夫がイメージする「地域社会」とは必ずしも「県」に止まらない広い範囲に及ぶものだったことを指摘した。
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000050-0205">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000050-0205</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 中国地方志が伝える地域社会

## —万曆『秀水県志』抗租記事を題材として—

山本英史\*

### 要旨

本稿はこれまで日本の明清社会経済史研究のなかで注目を集めてきた万曆『秀水県志』という地方志の一記事の解釈を検討し、その整合的な解釈を試みたものである。

そして、その結果、地方志の主たる執筆者であった郷紳士大夫たちはその地域社会である「県」について記述すべき地方志（県志）に他県の出来事を無意識に書き込む場合がしばしばあり、その背景として、明清時代の江南デルタ地帯に居住した郷紳士大夫がイメージする「地域社会」とは必ずしも「県」に止まらない広い範囲に及ぶものだったことを指摘した。

### はじめに

明清史研究にとって地方志が重要な史料群であることは言を俟たない。中国では1983年に清代史研究の第一人者であった戴逸が清代史研究の今後注目すべき重要な史料として檔案、文集、筆記とともに地方志を挙げ、その有用性を高く評価して以来<sup>1</sup>、朱士嘉編『中国地方志綜録』増訂本（上海、商務印書館、1958年）を基に中国科学院北京天文台主編『中国地方志聯合目録』（北京、中華書局、1985年）が編纂され、中国における収蔵情報が共有されるとともに、地方志を史料とした実証研究が活発化して現在に至っている。他

\* 南開大学講座教授・慶應義塾大学名誉教授

1 戴逸「談清史研究」（『文史知識』1983年3期）。

方、日本では江戸時代以前から輸入され収集されてきた質量ともに豊富な刊本の蓄積を背景に、それらを活用した歴史研究が独自に行われてきた。とりわけ、明清社会経済史研究の分野では第二次大戦後まもなく多くの研究者がこの史料群に注目し、そのなかから地域社会の民衆の実態を示す記事を発掘して、中国社会の実証的解明に多大な貢献を果たしてきた。

本稿はそうした地方志が有する史料としての重要性を念頭に置きつつ、これまで日本の多くの研究者たちの注目を集めてきた代表的な一史料を取り上げ、その解釈の歴史を振り返ることで、改めて地方志が伝える地域社会とは何かという問題を考えたいと思う。

## 1 万暦『秀水県志』抗租記事の諸解釈

まずは万暦『秀水県志』巻1、輿地志、風俗に記された一文（以下、「抗租記事」と略記する。また行論の便宜上①～④の4つに分け、句読点を附す）を示す。

- ①十月治穀米輸租。往時、穀既登。麥種畢。富農高廩蓋藏稍貯、額賦供官。佃農輸租大家、貯其餘以備春作。嘻嘻如也。
- ②邇來富商設米典、佃農將上米質銀、別以下中者抵租。雖豐歲輒稱歉收、遷延逋負。
- ③日者苕上奸民聚黨相約、毋得輸租巨室。近雖稍息、然亦漸以成風。
- ④官司催科甚急、而告租者或置不問。于是稱貸完官。而田主病。小民得銀耗費、滿課為難。其後利歸典商。日復一日。逋負益積。而佃丁又病。兩者交病。而廩庾焉得不匱、閭閻焉得不貧也。

これは万暦『秀水県志』の「風俗」の項のうち、農民生活について論じた「農桑」の一部として記されたもので、明末の浙江省嘉興府秀水県という江南デルタの一地方において、佃農と呼ばれた小作農民が商品生産の展開に伴い、それに主体的に関わることを通じて地主への一方的な経済的従属から自立していく過程を巧みに伝えるとともに、米典に代表される商業＝高利貸資

本による一層強化された収奪との矛盾の存在を指摘しており、中国の農民運動の発展段階を跡づけるものとして、これまで多くの研究者から注目され、引用・検討されてきた代表的な史料である。また、後年では佃農の地主への背反、佃農・地主双方の生活を動揺させる高利貸資本の浸透が士大夫の權威によって支えられていた地域社会の既存の秩序そのものを崩壊に導く現象を伝えるものとして新たな視角から注目を集めている。

万暦24年（1596）に刊行されたこの地方志は、秀水県知県李培が名目上の責任者であったが、黄洪憲らが実際に編纂を担当したもので、「風俗」の記事全文が黄洪憲の『碧山学士集』に収められていることから、その執筆者は黄洪憲自身と見られている。黄洪憲は秀水の人、隆慶4年（1557）の進士、官は詹事府少詹事兼翰林院侍読学士に至るが、ほどなく父の死で帰郷し、そのまま郷里に止まり、万暦28年（1600）に没した典型的な郷紳であった。

この史料に初めて注目したのは藤井宏である。1953年、藤井は論考中に⑧以下の原文を掲げ、この史料の持つ歴史的な意味を次のように論じた<sup>2</sup>。

⑧富商が農村の市鎮に入り込んで米典を設け、佃戸は自分の収穫した米のうち上等のものを入質して銀を借り、別に下等中等のものを地主への田租に充ててをり、その田租も八方口実を設けて容易に地主に納めなかつたことが知られる。⑨然しながら右の県志の編者がその結論として、このやうにして困るのは地主ばかりでなく結局は佃戸も困るのであつて、その利益は専ら典商に帰することを指摘してゐるのは興味深い。不在地主の成立と共に佃戸と客商との間に経済的 direct 交渉の可能性が大幅に増大し、遂に右の如き事態を生んだのであつて、右の米典の経済活動は一先づ地主佃戸間の紐帯を脆弱化し或は切断せんとするものとして機能してゐることは疑ひを容れない。この場合、地主、典商は佃戸に対して二位一体として立ち現はれるのでもなければ、直接には共同戦線を張つて佃戸を収奪してゐるのでもなく、寧ろ相競争して佃戸を収奪してゐ

2 藤井宏「新安商人の研究」(3)（『東洋学報』36巻3号、1953年）104-105頁。

るのであるが、右の記事に関する限り地主は佃戸に対して受身の立場に立つてをり、典商の佃戸に対する経済的収奪は鋭角的である。

藤井は新安商人（徽州商人）に対する関心からこの史料を農民層分解の高い江南デルタにおける客商の地主と佃戸とのそれぞれの関係を描くものとして評価した。

続いて小山正明は1958年にこの史料の原文のすべてを掲げ、以下のように解釈した<sup>3</sup>。

すなわち、ここ秀水県においても、明末に至り抗租の風潮は次第に強さを増してきた。そして、①以前には十月に新穀が登場すれば、佃戸は租を納め、その余は貯えて翌春への備えとしてきたのに、②最近では富商が米典を設け、佃戸は上米を入質して銀に換え、中下の悪米をもって租に充て、また豊年にも不作としてなかなか納租しないため、③地主は税粮の納入に迫られて止むなく借財して完賦する一方、佃戸の方も典米で得た銀を使ってしまって結局佃租を完納することができず、したがって利益を得るのは典商のみである、というのである。

小山は、江南デルタの農民が収穫後に米穀を質入れするのは家内手工業の資金獲得と農繁期の食米確保にあったとみて、この史料を「佃戸の再生産過程における農村手工業の役割を端的に示したもの」であると高く評価し、「佃戸が地主から独立して自立再生産しうる客観的条件を獲得した」有力な証拠の一つとした。ただし、小山は④の部分解釈に反映させていない。

田中正俊もまた1961年にこの史料に言及し、④を加えた全文をほぼ小山と同じ解釈によって訳している<sup>4</sup>。そして、そこに「佃戸の剰余生産物は、商業

3 小山正明「明末清初の大土地所有一特に前半期の江南デルタを中心として」(2) (『史学雑誌』67編1号、1958年、のち同『明清社会経済史研究』東京大学出版会、1992年所収)。引用は著書288頁。

4 田中正俊「民変・抗租奴変」(『世界の歴史』11ゆらぐ中華帝国、筑摩書房、1961年、のち『田中正俊歴史論集』汲古書院、2004年所収)。典拠は著書126-127頁。

=高利貸資本ないしその地主化するものによってさらに奪われる」ことを認めながらも、それは「成長する佃戸のちからと、その生産力の発展を前提として強化された地主および商人=高利貸の収奪」であり、それとの「矛盾はいつそう深化する」とし、生産関係の発展段階を示すものと評価した。

このように抗租記事を発展段階の文脈で理解しようとする趨勢に対し、森正夫は1979年に訓読を試み、小山・田中とは異なる角度から新たな理解をこの史料に求めた<sup>5</sup>。すなわち、これは著者黄洪憲が倭寇終息後の秀水県における繁栄のなかでこの県の「風俗」に生起している事態—在来の社会諸関係における秩序の崩壊—を示すものとして評価した。そして1984年には詳細な和訳を以下のように施した<sup>6</sup>。

④十月（陽暦の11月初旬以降）には稲を刈り取り、脱穀して小作料を納める。以前は稲の収穫が済み、麦蒔きが終わると、富農はその高大な倉にいささかの貯えを積み、租税を国家に納め、佃農は小作料を大家に納めると、その余りを貯えて春の耕作開始期に備え、楽しげであった。⑤最近になって、富裕な商人が米典（米を質草として金を貸す質屋）を開設すると、佃農は上等の米を質入れして銀を借り、他方で下等・中等の米を小作料に充てるようになった。豊作の年でも、ともすれば不作だと言い立て、〔小作料の納入を〕引き延ばしては滞らせていく。⑥最近では、苕上（湖州地方）の悪者が、仲間を集めて、小作料を巨室に納めないことにしようと互いに約束を交した。近年、少し下火になったものの、しだいに一つの風潮となりつつある。⑦役所は租税〔督促〕の方は大変厳しいのに、小作料〔の滞納〕について訴えても、放置したまま取り上げようとしないことがある。そこで借金して租税を納める破目になって、田主は苦しむ。農民は銀を手に入れて使い果たしてしまうと、

5 森正夫「明末の社会関係における秩序の変動について」（『名古屋大学文学部三十周年記念論文集』名古屋大学文学部、1979年、のち『森正夫明清史論集』3巻、汲古書院、2006年所収）。典拠は著書65-74頁。

6 森正夫「Ⅲ抗租 嘉興府秀水県の新しい風潮」（谷川道雄・森正夫編『中国民衆叛乱史』4明末～清Ⅱ、平凡社、1983年所収）250-251頁。

小作料を完納することが難しくなる。やがて利益は米典を開設した富商にひとり占めされ、一日一日と滞納額がますますかさむことになって、佃丁もまた苦しむ。両者はともどもに苦しむのである。これでは〔田主の〕米倉はどうして乏しくならぬでおられよう。〔佃農の住む〕村里はどうして貧しくならぬでおられよう。

森はこの史料を新たな文脈で捉え直すとともに、同文が秀水県の郷紳黃洪憲の『碧山學士集』に見えることから、その筆であることを指摘し<sup>7</sup>、①に見られる「廩庾」「閭閻」にそれぞれ“田主の米倉”、“村里の佃農”と訳し、その意味を意識的に明らかにした<sup>8</sup>。また、「苕上」についても言及し、1979年には藤井同様に「苕溪の上流」としていた解釈を改め、「苕は湖州府（浙江省呉興県）の雅称。苕は苕溪。苕溪は現浙江省杭州市西北方にある東天目山から発する東苕溪と、西天目山から発する西苕溪とからなり、両者は湖州府城で合流してすぐ太湖に入る。当時の嘉興府秀水県（浙江省嘉興県）により近い東苕溪すらも、同県城の約50キロ西方の湖州府の境内を流れている」として、湖州府城附近にそれを求めた<sup>9</sup>。

濱島敦俊は1982年にまた史料の原文すべてを掲げ、それを「農村の商業化が、飢餓線上の抵抗とは異なる地代拒否闘争を展開するもの」と評価し、再びこれを小山・田中の解釈の文脈でとらえなおすとともに<sup>10</sup>、「苕上」については「烏程・帰安の雅称」と解釈し、南潯鎮の住人であった朱国楨を「苕上朱平涵先生…」といったことに基づき、©を湖州府の附郭県である烏程・帰安に生じた具体的事件の記述と見なした<sup>11</sup>。さらに濱島は1994年、その全文に以下のような逐語訳をつけた<sup>12</sup>。

---

7 森前掲書 70 頁。

8 森前掲書 73 頁。

9 森前掲「Ⅲ抗租 嘉興府秀水県の新しい風潮」252 頁。

10 濱島敦俊『明代江南農村社会の研究』（東京大学出版会、1982年）530-532 頁。

11 濱島前掲書 615-616 頁。

12 濱島敦俊「変貌する社会」（谷口規矩雄編『アジアの歴史と文化』4〔中国史一近世Ⅱ〕同朋舎出版、1994年）67-68 頁。

④ 10月には、米を脱穀し、佃租を納める。昔は脱穀と麦まきを終えると、「富農」の米蔵には少しは蓄えが残り、所定の税をお上に納める。佃戸は佃租を地主に納め、残りは蓄えておき、明春の農繁期（副業ができず、貨幣入手の不可能の時期）の飯米とする。みなニコニコしていたものである。⑤近年（はそうでなく、秋収が終わると）、富商がやってきて「米典」（米の質屋）を開設する。佃戸は上等米を質入れして銀にかえ、ことさらに下等・中等の米を佃租にあてる。豊年にもかかわらず、勝手に不作と称し、ぐずぐず滞納する。⑥先ごろには、湖州（嘉興に隣接）の悪どもが、地主に佃租を納めぬように、集まって盟約を結ぶ事態が生じた。現在は、少し収まったようではあるが、それでもジワジワと風潮になりつつある。⑦官憲は、税の催促だけは非常にきびしいのに、佃租滞納の督促・追徴をうったえても、まま放置して取りあげてくれない。やむをえず、地主は借金して納税する羽目となる。かくして地主は疲弊する。佃戸は、銀を入手したものの費消してしまい、佃租を納めることもできず、利息もかさむ。結局は、質屋がもうけることになり、日一日と佃戸の借金はたまる。つまり佃戸もまた疲弊するのである。地主も佃戸もともに疲弊する。国の財政が乏しくならぬはずがなく、民間の経済が貧しくならぬはずがない。

ここでは⑦の「麩庖」と「閭閻」に対してそれぞれ「国の財政」、「民間の経済」と森の解釈とは異なる訳をつけた。また、「苕上」については嘉興府に隣接する湖州とした。

以上の諸先人の解釈に対し、筆者もまたかつて同様にすべての原文を掲げ、次のような和訳を試みたことがあった<sup>13</sup>。

---

13 山本英史「中国の地方志と民衆史」（神奈川大学中国語学科編『中国民衆史への視座』新シノロジー・歴史篇、東方書店、1998年所収）15-16頁。



④〔陰曆〕10月には米穀が整えられ租（小作米）として納められる。〔秀水県では〕以前は米穀が実り麦蒔きが終わると、富農〔である在地の経営地主〕は大きな倉にいささかの貯えを持ち、定められた税賦を御上に供した。佃農（小作農）は租を大家に納めると、その余りを貯えて〔来〕春の耕作に備えた。〔富農も佃農もともに〕嬉しそうであった。⑤近来、富商が米典（米を担保にする質屋）を開設すると、佃農は上質の米を〔米典に〕質入れして銀に換え、他方で下質・中質の米を租に充てるようになった。〔佃農は〕豊年でも不作と称し、〔租の納入を〕延滞させる。⑥過日は苕上（湖州）〔から来た〕奸民が〔秀水県の佃農をたぶらかし〕仲間を集めて巨室に納租しないよう約束させたことがあった。最近では〔奸民の行動は〕やや下火になったが、〔抗租風潮自体は〕次第に珍しいことではなくなりつつある。⑦御上は税賦の督促にははなはだ性急なのに、〔地主が〕租〔の滞納〕について訴えても、取り上げてくれないことがある。そのため〔地主たちはやむをえず米典から〕借金して納税を果たすことになり、結果として田主〔すなわち耕地を所有している者〕は苦しむ。小民〔すなわち佃農〕は〔上質の米を質入れし、米典から〕銀を得ても使い果たしてしまい、租の全納が困難となる。その後、利益は質屋のものとなり、日を追って租の滞納が積み重なり、結果として佃丁〔すなわち他人の土地を耕作する者〕もまた苦しむ。両者は交々苦しむのである。されば米倉はどうして尽きないことがあろうか。村人たちはどうして貧しくならないことがあろうか。

これは、「苕上」が湖州府城附近ないしその附郭である烏程・帰安両県の領内であり、⑥がその状況を伝えるものであれば、なにゆえ嘉興府の附郭である秀水県の地方志の風俗の項にそのことが掲載されているのかという疑問から、この文がすべて秀水県についての描写であることを前提として解釈を試みたものである。

ところが、最近になって濱島敦俊がこの抗租記事に対する新たな解釈を發

表した<sup>14</sup>。これは2017年にまず現代中国語で示され、2019年に改めて日本語に訳されたものである。ここで便宜上その和訳を本稿のやり方に従って4つに分けて提示する。

④〔農事暦〕10月、収穫した米を調製し、小作料を〔粃米で〕納入する。昔は、収穫した米の脱穀調製が終わり、麥蒔きも終われば、富農はたかくら高廩・あなぐら蓋藏に少しは貯えができ、租税をお上に納入し、小作農は年貢を地主に納め、餘りを貯えて、もって春の農事に備えた。嬉嬉としていた。⑤最近は、〔収穫が終わると〕富裕な商人が〔外地から農村に〕やってきて、米の質屋を開設する。小作人は、上等の米を質入れし、銀を入手する。年貢には、ことさらに中等・下等な米を充て、豊年にもかかわらず、不作と申し立て、ぐずぐず滞納する。⑥最近、湖州地方の悪い輩は、団結して盟約し、小作人が地主に年貢を納めるのを禁止した。やや下火になったようだが、どうも徐々に風潮になりつつある。⑦県官の租税の督促はきわめて厳しいが、〔本来、収めた小作米を売って銀に替え納税するのだが、なんせ小作から年貢が入ってこないの〕で、県衙に佃租滞納を告発しても、あるいは不問に放置する。やむを得ない、借金してお上に納税し、おかげで地主は疲弊する。一方、小作は銀を入手したものの、〔手工業に必要な原材料の購入などに〕費消してしまい〔製品がコストを充たす十分な値段で売れるとは限らず〕、到底、年貢納入を果たすことなどできなくなる。やがて典商への利子も積み重なり、結局、利益は典商の懐に入ってしまう、〔年貢の〕滞納はますます積み重なり、小作人も疲弊する。主佃両者が疲弊した。〔租税が入らぬ〕国家財政が乏しくならぬはずがなく、〔収入が断たれた〕民間の経済が貧しくならぬはずがない。

---

14 濱島敦俊「重読《万曆秀水県志》抗租記載」（「第十八届明史国際學術研討会暨陽明文化國際論壇」報告論文 2017年8月）。同「明代法制史料」（山本英史編『中国近世法制史料読解ハンドブック』公益財団法人東洋文庫、2019年所収）。

瀨島は、「苕上」は藤井が解釈するような「苕溪の上流」ではなく、「湖州、さらには苕溪は言うに及ばず、湖州府城とも関わりなき、湖州東部の最先進地帯をも指している」として、旧説に一步踏み込んだ解釈をしている。さらに抗租記事の後に付された「論曰」で始まる黄洪憲の論評中の「近踵苕間亂萌、皆思以訟為市、告訐成風」を「最近、〔隣境の〕湖州東部で民乱が兆し、訴訟で一儲けようと〔郷紳を〕告訴するのが風潮となった」と訳し、「苕間」は「苕上」と同じ湖州東部を指し、この民乱は万暦20年代前半に湖州東部の南潯鎮で発生した「董氏の変」である可能性を主張した。「董氏の変」とは、配下の奴僕の所業が庶民の怨みを買っていた南潯鎮の大郷紳董份の孫董嗣成が非法な土地取引については返還もありうるとの考えを漏らしたことが引き金になって訴訟が頻発し、暴動にまで至った事件をいう<sup>15</sup>。瀨島は、嘉興府城と「咫尺の間」にある南潯鎮で発生した事件を他人事とは見なせなかったことが万暦『秀水県志』の風俗の項にそれを言及した理由と考えた。

また、「廩庾」と「閭閻」については、それぞれ「国家の財政」、「民間の経済」とする旧説を踏襲し、その理由として、税糧の来源が佃農の納租にあることは少なくとも江南デルタにおいては宋代以来諺にまでなっていることから、抗租によって地主に米穀が入らないことが結局税収の減少に結果し、国家も衰弱するためであることを挙げ、黄洪憲の怨みが地元の財貨を横取りする外来の徽州商人にも向けられていることを指摘した。

### 3 万暦『秀水県志』抗租記事の諸解釈の問題点

以上のように、この抗租記事は日本の明清史学界において半世紀以上にわたって多くの研究者たちによって解釈されてきた。句読の切り方はほぼ共通する。①は秀水県における往時の地主—佃農間の牧歌的な関係を叙述したものととして諸解釈は一致している。②については近年のその変化を述べており、これも秀水県の状況であることで諸解釈はほぼ一致している。問題は③

---

15 「董氏の変」については、佐伯有一「明末の董氏の変—いわゆる「奴変」の性格に関連して—」（『東洋史研究』16巻1号、1957年）参照。

の「日者苕上奸民聚黨相約、毋得輸租巨室。近雖稍息、然亦漸以成風」の一文を秀水県の風俗を述べた文脈のなかでどう位置づけるかであり、この解釈によって記事の内容そのものが微妙に変わることになるかと筆者は考える<sup>16</sup>。

まず「苕上」とはどこを指すのか。「苕上」については濱島敦俊<sup>17</sup>や森正夫<sup>18</sup>が解釈するように「湖州の雅称」とするのが妥当であろう。従って、濱島が指摘するように、藤井宏の「苕溪の上流」とする解釈は誤りと思われる<sup>19</sup>。

森正夫は新たな解釈として、「当時の嘉興府秀水県（浙江省嘉興県）により近い東苕溪すらも、同県城の約50km 西方の湖州府の境内を流れている。従って、ここでとりあげられている佃農たちは秀水県の農民ではなかった」として、湖州府城に近い場所を想定し、「苕上の奸民」とはこの附近に居住する佃戸と解釈している。そのためもあって、「苕上の奸民」が遠方から秀水県の田主の田を耕しに来た農民である可能性を留保しながらも、それはいかにも不自然であることを考え、「県外の佃農の動向が秀水県の佃農に大きく影響した」と作者が考えて言及したという解釈に落ち着かせている<sup>20</sup>。

これに対し、濱島敦俊は1982年の時点では「苕上」とは「烏程・帰安（湖州府治の二県）の雅称であるとし、「苕上の奸民」の行動は「烏程・帰安に生じた具体的事件」とのやや漠然とした解釈であったが<sup>21</sup>、2017年ではここでいう「苕上」とは南潯鎮を指し、「具体的事件」とは万暦20年代に南潯鎮で起こった「董氏の変」であることを明記している<sup>22</sup>。

南潯鎮は烏程県に属する古鎮の一つであるが、江蘇省との境界に位置し、湖州府城からは直線距離にして約30km 東に位置している。確かに南潯鎮の

---

16 この点については三木聰『明清福建農村社会の研究』（北海道大学図書刊行会、2002年）9頁にすでに指摘されている。

17 濱島前掲書 615-616頁。

18 森前掲「Ⅲ抗租 嘉興府秀水県の新しい風潮」252頁。

19 濱島前掲書 616頁。

20 森前掲「Ⅲ抗租 嘉興府秀水県の新しい風潮」252-253頁。

21 濱島前掲書 626頁。

22 濱島前掲「重読《万暦秀水県志》抗租記載」。

朱国楨を「苕上朱平涵先生」といった例があることから南潯鎮も「苕上」の一部であるが、「苕上」は一般に烏程・歸安兩県の出身者の名に冠することが多く、その意味は苕溪にちなんだ「湖州府」と考えるのが妥当である。抗租記事に見る「苕上の奸民」の場合、それを「湖州府某所の奸民」と見ることは自然であるが、南潯鎮は「もと潯溪といった」<sup>23</sup>とあることから、苕溪とは異なる川がその地名の由来であり、府城から遠く離れ、苕溪からも遠く離れた市鎮を示す雅号として「苕上」をわざわざ用いるのはやや不自然に感じられる。さらに抗租記事は「最近、湖州地方の悪い輩は、団結して盟約し、小作人が地主に年貢を納めるのを禁止した」（濱島新訳<sup>24</sup>）と述べているにすぎず、「苕上の奸民」が「南潯鎮の奸民」であると断定するものではない。また黄洪憲がいう「苕上の奸民による聚党相約」と「苕間の乱」とが同じ場所の同じ事件であることも自明ではない。同じ場所ならば、「苕上」と「苕間」とを使い分ける理由を問わねばならない。「苕間」はむしろ東西苕溪の間ともとれよう。

濱島は2017年では黄洪憲の孫の黄申錫の妻が董份の孫董嗣成の娘であった事実を挙げ、黄洪憲が「董氏の変」を等閑視できなかった根拠にする<sup>25</sup>。他府に居住するとはいえ通婚関係にある者が関わる事件に無関心ではありえなかったことは確かであり、それはここでいう「苕上」＝南潯鎮の蓋然性を高めているとはいえ、「苕上の奸民」を湖州府あるいはその附郭県のどこか別の場所の民とする見解を全面否定するものではない。

次に㉔と㉕との関係をどのように読み解くかという問題である。万曆『秀水県志』巻1、輿地志、風俗は「語云、豨韋之世誰能不波。故茅從風靡、政由俗革。秀分邑未二百年、士習民風月改歲易。圖經志乘所載有難以刻舟畫也。爰采睹記略陳善敗、俾觀風者考焉志風俗」の一文から始まり、以下は明らかに秀水県の風俗について記したものである。ならば、抗租記事の場合はどうか。㉔が他の地方のことについて記したものであるにしても、どこまで

23 光緒『南潯志』巻1、疆域。

24 濱島前掲「明代法制史料」。

25 濱島前掲「重読《万曆秀水県志》抗租記載」。

がそれで、どこからが秀水県の記事に戻るのか。だが、㉔と㉕の文を虚心に読めば、㉔を受けて㉕があることになり、したがって㉔と㉕とは同じ場所での状況を述べていることになる。ただ、これでは文章の前半㉖㉗は秀水県のことであるにもかかわらず、後半㉘㉙は「莒上」のこととなり、文章にまとまりがなくなる。㉕の「田主」と「佃丁」はついついはあくまでも㉖の「富農」と「佃農」に対応して「両者交病」に至ったことを述べたもので秀水県の状況を語るものでなくてはならない。

この点においては、これまでの諸解釈は意外にも無頓着であったと思われる。森正夫は文章全体の整合性を保つため、㉔を「県外の佃農の動向」と捉え、㉕はその影響が及んだ秀水県のこととして理解しようとしているが<sup>26</sup>、抗租記事の原文にはそれを明示する語句は見当たらない。これに対し、濱島敦俊はこれを南潯鎮における董氏の変の影響が秀水県に及んだものと見ているが、2019年の新訳においてもその点は必ずしも明瞭とはいえない<sup>27</sup>。

以上の疑問から筆者は、㉔と㉕を終始一貫して秀水県の状況を語るものと理解し、それに合うように㉔の「莒上奸民、聚黨相約、毋得輸租巨室」を「莒上（湖州）〔から来た〕奸民が〔秀水県の佃農をたぶらかし〕仲間を集めて巨室に納租しないよう約束させたことがあった」と解釈した。そして、この抗租風潮は湖州ではなく、秀水県内で起こったものと判断した。このように理解すれば、この記事が万曆『秀水県志』の風俗の項に記されても何ら違和感がなくなるからである。ただ、これも問題点がないわけではない。「莒上の奸民」を「莒上から秀水県に来た奸民」と解釈し、この一文から彼らが秀水の地において「聚黨相約、毋得輸租巨室」との行動に出たと読み解くことについても抗租記事の原文にはそのことを明示する語句が見当たらない。さらに「莒上の奸民」がなにゆえ秀水県に来たのか、その目的は何であったのかといったことも全くわからない。

しからば、どのように解釈すれば、この史料を無理なく読み解くことができるのか。ここで再び抗租記事の後に付された「論曰」で始まる黄洪憲の論

26 森前掲「Ⅲ抗租 嘉興府秀水県の新しい風潮」253頁。

27 濱島前掲「明代法制史料」。

評中の「獨奸毗雕悍、近踵苕間亂萌、皆思以訟為市」の一文に注目してみた。森正夫はこの史料を書き下した際、「独(た)だ奸毗雕悍(カンボウチョウカン)、近ごろ苕間(チョウカン)に亂萌(きざ)せるを踵(う)けて、皆、訟(そしょう)を以て市(とりひき)を為さんことを思う」と訓読し<sup>28</sup>、「踵」を「うけて」と読むことで「追隨する」ないし「～から引き続く」の意味にとらえている<sup>29</sup>。これに従えば、その主語である奸毗(悪い民)は苕間で反乱の兆しがある状況に追隨して行動に出た秀水県の農民であることになり、少なくとも論評の論旨は一貫する。そう考えると、抗租記事もまた森や濱島が解釈したように外地で生じた状況が秀水県の農民に影響を与えたものと理解するのがもっとも説得的であるといえる。ただ、抗租記事の◎「苕上奸民聚黨相約、毋得輸租巨室」と論評にいう「苕間亂萌」とは、黄洪憲がたと同じ場所のことを記したとはいえ、その内容においても同一であることは自明でない。

それにしても、いま一つ解せないのは、たとい隣接する湖州府の南潯鎮であつても、かなり遠くの場所で発生した状況ないし事件をなにゆえ嘉興府の地方志の風俗に書き込まなければならなかつたのかという点である。秀水県は南潯鎮とは約34km離れており、湖州府城よりも近く、また江南デルタの特殊な平坦地形からクリークでの水路往来が山間部に比べて容易であつたとしても、そこでの出来事を当時の人々が身近なものと感じるにはなお遠く、到底「咫尺の間」とは言い難い。ましてや湖州府城附近のことであればなおさらである。筆者は滋賀県草津の生まれであるが、同じ畿内といえどもほぼ同距離にある奈良や高槻で起こつた出来事を自分たちの身近な問題として受け止めるのは現在でも無理がある。少なくとも当時の江南デルタの農民にとっての「地域社会」とは「郷脚」と呼ばれたせいぜい市鎮を中心としたごく狭い範囲に限られており<sup>30</sup>、その行動範囲から推せば、他府県の情報が農

28 森前掲書 72 頁。

29 濱島敦俊は前掲「明代法制史料」において「近踵苕間亂萌」を「近ごろ踵<sup>あひつ</sup>ぎて苕間に亂萌し」と訓読しているが、これでは論のすべてが「苕間」の出来事になってしまうまいだろうか。

30 費孝通「小城鎮 大問題」(『江海学刊』1984年1期)。

民の間にどこまで伝わっていたのかははなはだ疑問である。それゆえ、筆者がかつて試みた「茗上から秀水県に來た奸民」という解釈はなお一考の余地を残している。

## 結びにかえて一郷紳士大夫にとっての地域社会

以上、本稿では明末の江南デルタの状況を伝えた一地方志に残されたわずか173文字の史料解釈の歴史を紹介した。なにゆえ日本の明清史学界はこのような個別史料の細部にわたる検討にかくも精力を注いできたのか。それは日中戦争前においては「ゆるぎなき停滞社会」と見なしていた日本の中国社会観を克服し、主義や信条ではなく実証史学という学問的営為によってその発展過程を跡づけようとする真摯な意思があったからに他ならない。それゆえ中国の地方志という膨大な史料に散見される抗租に関する記事はそれを裏づける有力な証拠として、多くの研究者が注目するに至り、そこから多くの“証言”が蓄積されてきたのである<sup>31</sup>。

しかし、それは茫漠たる大海にあってそこにかすかに浮かぶ孤島を見つけ出す行為にも似て、史料を発見することに全精力を注ぐあまり、その“書き手のマンタリテ”については十分検証されないままになっているものが少なくない。いま改めてこれらの抗租に関する史料を異なった角度から逐一分析することは決して無駄でないと信じる。

ところで、本稿において、地方志とは、その地域内の、すなわち府志ならその府内の、県志ならその県内の、さらには鎮志ならその鎮内の状況を述べたものであることを行論の前提としてきた。しかし、この前提が必ずしも自明のものでないとするれば、どうなるであろうか。これに関連して清初に江南デルタの一在野知識人張炎貞が著した『烏青文献』巻3、農桑の以下の記事は大変興味深い。

---

31 抗租についての体系的な整理は、森前掲「抗租」（『森正夫明清史論集』2巻〔民衆叛乱・学术交流〕汲古書院、2006年、77-119頁所収）および三木前掲書13-56頁を参照。



十月治穀米。往時穀既登。富農供惟貞外、得高廩蓋藏、以備凶荒。佃農輸租大家、稍貯其餘以給春作。至安也。近來佃農姦頑、將田中稻穀先時馨春。或趁新貴糶、或投典賤質、妄希貿易以博利。甚且不安分以圖事。又或於春夏時告貸富室。謂之生米。或有他方商客投牙放米。謂之行帳。獨租米遷延日月。藉口歲歉收薄。冬盡以橈頭糶穀約略半償。功令漕米冬兌漕艘冬開。官司催科甚急、告追每置不問。於是田主稱貸糶米上廩。而田主病。佃戶貸米以延須臾之死、質糶以作不急之務。其後貿易折閱、息利倍加。自此逋負益積。逃亡隨之、而佃丁又病。兩者交病、國賦焉得不逋、閭閻焉得不窮。是在當事者立法以導之也。<sup>32</sup>

「烏青」とは市河を挟んで西を烏鎮（湖州府烏程県属）といい、東を青鎮（嘉興府桐郷県属）という二鎮の総称で、現在は烏鎮を桐郷市に帰属させ、併せて「烏鎮」と呼んでいる市鎮である<sup>33</sup>。もとより嘉湖両府にまたがる市鎮ではあるが、一体感が強く、宋代より『烏青鎮志』の編纂が始まった地域でもあった。張炎貞については清代康熙年間の青鎮の居住する在野知識人であることが知られている。

一見してわかるように、この記事は本稿で主に紹介した秀水県の抗租記事に酷似している。下線を引いた箇所はすべて抗租記事に見られることから、あえて「剽窃」といっても過言ではない。この点については小山正明がすでに指摘しており、「後者が前者を参酌したのか、あるいは共通の出典があるのかも知れない」との意見を述べている<sup>34</sup>。濱島敦俊は、抗租記事が南宋の呂祖謙『呂東萊文集』巻7、墓誌名「薛常州墓誌銘」にある同じ湖州のこと

32 『烏青文獻』は全10巻16冊、清康熙春草堂刻本、中国国家図書館蔵。康熙27年（1688）の跋がある。なお、乾隆『烏青鎮志』が引用するこの記事には字句の異同が少なくない。また興味深いのは、乾隆『烏青鎮志』が省いた「國賦焉得不逋、閭閻焉得不窮」の一文である。張炎貞は万曆『秀水県志』の「廩庾」をわざわざ「國賦」と書き換えており、この点ではその解釈は濱島敦俊に近いものと思われる。

33 『烏青文獻』巻1、沿革「大清順治二年平定浙西。烏鎮仍屬湖州府烏程縣。青鎮仍屬嘉興府桐郷縣」。

34 小山前掲書 288-289頁。

を述べた「土俗小民悍強、甚者数十人為朋、私為約、無得輸主戸租」を下敷きにしていることが充分に考えられるという<sup>35</sup>。ただ黄洪憲が抗租記事を書くにあたって呂祖謙のレトリックをまねたとしても「出典」とまではいえない。やはりこれは張炎貞が黄洪憲の文を参酌して、それを烏青鎮の状況として記したものと考えてよいだろう。

張炎貞は青鎮の出身であり、当時青鎮は嘉興府桐郷県の治下にあったことから、他県とはいえ同じ嘉興府治下にあった秀水県の状況を参考にして自鎮の状況を記述することはまだ許されよう。しかし、この張炎貞の文章は汎用性が認められたためか、湖州府烏程県治下の地方志である汪日楨纂修・咸豐9年（1859）刊の『南潯鎮志』巻21、農桑1、農事総論にそっくり収められ、その地域の状況を語るものとなっている<sup>36</sup>。さらに三木聰が指摘するように<sup>37</sup>、福建建陽県の地方志である万曆『建陽県志』巻3、籍産志、藝産には「富農高廩蓋藏稍貯、額賦供官。佃農輪租大家。貯餘以備春作。嘻嘻如也」と抗租記事の㉔の後半とはほぼ同文が記され、遠く福建の状況として描かれている。もっとも、これについて三木は、万曆『建陽県志』の撰者の一人である傅国珍は、万曆21年（1593）から同22年（1594）にかけて秀水県を附郭の一つとする浙江嘉興府の知府として在任していた事実があり、抗租記事の㉔以下に一切触れないことで、秀水県とは異なる状況を語ったものであろうと推測する。それにしても、こういった事実から特定の地域の状況を語った地方志の記事が独り歩きし、他の地方志に転移して、その地方志の状況を語るに至っていることは注目に値する。

こうした点を踏まえれば、地方志とは必ずしもその地域の状況を語るものではないことを改めて感じる。それとともに、そういった記事を地方志に収録する郷紳士大夫の地域社会観なるものも再検討の必要があるのではないかと思う。明末の郷紳士大夫にとっての地域社会とは、「郷」すなわち彼らが

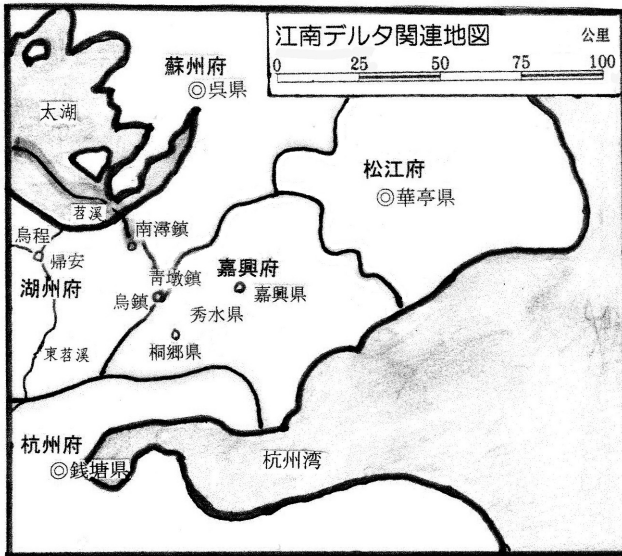
---

35 濱島前掲書 531 頁。

36 なお、これに先立つ范来庚纂修・道光20年（1840）抄本の『南潯鎮志』には収録されていない。

37 三木前掲書 23-24 頁。

居住する「県」にあったと言われる<sup>38</sup>。だが福建まではともかく通婚ネットワークによって江南デルタの水郷地帯を頻繁に往来する機会を持つ郷紳士大夫にとっては県や府を越えた場所もまた自らの地域社会の一部として取り込むことに抵抗はなかったのではないか。そう考えると、その深層心理の下、黄洪憲にとっての抗租記事は、秀水県の状況を述べている過程で、「茗上」の出来事を思い浮かべ、そのことに触れたあと、再び秀水県の状況を続けることに文脈として何ら違和感がなかったのかもしれない。



38 森正夫「明代の郷紳—士大夫と地域社会との関連についての覚書—」（『名古屋大学文学部研究論集』77号、1980年、のち前掲『森正夫明清史論集』2巻所収）。典拠は著書138-139頁。